

議案第 45 号

職員の分限に関する条例の一部を改正する条例案

職員の分限に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和元年 8 月 28 日提出

桐生市長 荒 木 恵 司

職員の分限に関する条例の一部を改正する条例

職員の分限に関する条例(昭和 27 年桐生市条例第 7 号)の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項中「第 16 条第 2 号」を「第 16 条第 1 号」に改める。

附 則

この条例は、令和元年 12 月 14 日から施行する。

議 案 説 明

議案第 45 号 職員の分限に関する条例の一部を改正する条例案

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律第 44 条により、地方公務員法が改正されたことに伴い、引用する箇所を改めようとするものです。